

高第1561号
令和4年9月20日

各 軽費老人ホーム施設長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公印省略)

軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について

このことについて、令和4年度以降、軽費老人ホームサービス提供費補助金の加算については、処遇改善加算の創設に伴い下記の取扱いになるので御了承願います。

なお、平成28年3月14日付け高第1863号「軽費老人ホームサービス提供費補助金加算について」は、本通知の発出をもって廃止とします。

記

	令和4年度
民間施設給与等 改善費加算	人件費について加算
入所者処遇特別 加算	身体障害者、知的障害者、母子家庭の母及び寡婦について 加算
処遇改善加算	職員の処遇改善に充てるものとして加算